

2007年4月27日

ジェトロ総務部

環境社会配慮ガイドライン策定委員会
案件形成関連調査の扱いに関するワーキンググループ開催報告

1. 日時: 2007年4月18日 14:00~16:30

2. 場所: ジェトロ本部 5階D会議室

3. 参加者:

委員側 柳副委員長、神崎委員、松本委員、満田委員、高梨委員、岡崎委員

ジェトロ側 清水産業技術部長、井上主幹、中村産業技術課長、産業技術課職員、
ガイドライン事務局

4. ディスカッションのポイント

- 1) 今回のWGにおいては、先ず案件形成関連調査に対するガイドラインの位置づけを明確することを確認。
- 2) 続いて松本委員、満田委員作成の案件形成関連調査に対するガイドライン位置づけや対象案件のカテゴリー分類等についての提案ペーパー、ジェトロ側(清水産業技術部長)からの手続きを含めた提案ペーパーを元にディスカッションを行った。議論のポイントは以下のとおり。

「地球環境プラント」「民活」「石油資源」の案件形成関連調査(以下、案件形成関連調査)は案件発掘が目的であり、基本的にFS調査は対象としていないが、過去の調査報告書等においては、FSという言葉が使用されている。また、経済産業省の仕様書においては、「実現可能性調査」などF/Sに類する言葉が使用されている。先ずはワーディングの整理をすべき。

案件形成関連調査については、先ずはスクリーニングの段階で、環境社会影響のある、なしで分類を行うのが適当である。ただし、今後、必要であれば、カテゴリー分類についての議論を妨げるものではない。

案件形成関連調査においては、次のステップにおいて必ず調査すべき環境社会配慮面での項目を明示することが原則。しかしながら、調査実施後、結果的に調査結果が項目の明示を超える内容となったものについては、当該部分の記述がFS調査として誤解されることがないように書きぶりに配慮する。

<上記ポイントに対する満田委員からのコメント>

本報告は、WG で概ね合意がとれたもののみの記載としているものと理解していますがそれでよろしいでしょうか。WGでは、案件形成調査がその後F/Sとして扱われうるかということについて多くの議論がなされましたが、結局「今後とも案件形成関連調査においては、(まったく環境に影響がないものは除き?)F/Sを対象としない」ことについてのみ合意されたものと思いますので、それを明記すべきと思います。また、最後の点については、ことさら異論をとるわけではありませんが、調査報告書にどのようなことを記載するべきかについては、まだ本格的な議論はされていないものと考えています。

- 3) 次回委員会(4月27日)では、柳副委員長よりWGの報告を行う。
- 4) 今回のWGの議論を踏まえて、松本委員及びジェットロにおいて今回提出したペーパーのリバイスを行い、次回委員会に提出し、議論を進めていくこととなった。

以上